

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和8年4月23日第33回中種子町農業委員会総会を防災センター第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

牧瀬一典・鮫島安平・田中義人・森山昭市・中崎和行
梶原誠・上妻廣美・中島秀人・中島真実・永浜三津子
鎌田正司・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・松原浩則・平山信一郎・八汐栄一

3. 欠席委員

藤田幸司

欠席推進委員

増野幸孝・宮園隆行・池山久志

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積等促進計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和8年第33回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございます。本日は、1番藤田委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は13名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。推進委員につきましては、3番増野推進委員6番宮園推進委員7番池山推進委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1, 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、5番田中委員, 6番森山委員を指名します。

日程第2, 「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の3番鮫島委員からの説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第1号順位5について説明致します。去る4月3日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積〇,〇〇〇㎡です。譲渡人、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。譲受人、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が売買(相手方の要望)、譲受人が売買(農業開始)です。売買価格は、〇〇〇万円です。場所については、6ページ左側をお願いします。〇〇〇集落に〇〇を扱う〇〇〇〇があります。その道路反対側の農地になります。調査により懸念点があります。住宅の東側の方に、〇〇さんの〇の農地〇〇〇〇〇-〇の一部に〇〇を置いている状態です。会長・局長と相談した結果、農地の違反転用であると思われる疑いがあります。現在、〇〇〇〇〇-〇についても農地転用ができておりません。〇〇を置いているところです。どうする予定なのか確認中ですが、司法書士の方に今お願いしていると聞いています。今回の申請農地〇〇〇〇〇の3条申請の許可についても慎重な検討が必要と私は考えるところです。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いを致します。以上です。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(12番委員)はい。

(議長)12番委員お願いします。

(12番委員)はい、〇〇さんは、〇〇〇〇の〇さんですね。実際に農業を始めるのかなと懸念するところです。

(議長)3番委員お願いします。

(3番委員)はい、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇さんになります。今回、〇〇さんから買い受けて農業を始めたいということです。ただし、先ほども言いましたように、農地の一部に〇〇を置いていることが今回発覚したものですから、今回の許可に対し慎重に審議してもらいたいという私の意見です。以上です。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(9番委員)はい。

(議長)9番上妻委員お願いします。

(9番委員)9番上妻です。先ほど、鮫島委員から説明がありましたけど、〇〇〇や〇〇を置いていると、それを撤去するかしないと、そういうことの結果を出す訳にはいかないのではないですか。

(3番委員)はい。

(議長)3番お願いします。

(3番委員)はい、私は10数年前からこの前をよく通っておりまして、一部〇〇を置いているところは転用しているものと理解しておりました。しかし、この調査に行ったときに転用していなくて〇〇を一部置いているということで、これは会長・局長と相談した結果、何度も足を運びまして、今現在、司法書士の方で申請の準

備を行っていると聞いております。今回の申請につきましては、〇〇さんと〇〇さんが居るときに話したところ、実際にお金の支払いがされているようです。〇〇さんが必ず農業をする計画書が出ております。さとうきびを作るということです。このようなことで、許可については、委員の皆様の意見を聞きながら慎重に審議をしていただくようお願いするところです。以上です。

(議長)私の方からですが、ただいま3番鮫島委員から詳細の説明がありましたが、この隣の〇〇〇〇〇-〇は、名義が島外在住の方の名義でありまして、長年耕作もされていなかったところで2年前頃に〇〇さんに名義が変わったところです。そこには、鮫島委員のご指摘のとおり違法転用に疑われるような行為がありました。ですから今回の申請である〇〇〇〇〇番地の購入につきましては、慎重な審議がもう少し必要でないかと私は判断しました。ここで私の方から提案ですが、今回の案件につきましては、順位5につきましては、保留案件として〇〇〇〇〇〇-〇の転用なりがしっかり承認されてからこの案件については、もう一度審議したいと思いますので保留案件にしたいと思いますので委員の皆様どうでしょうか。

(6番委員)よろしいですか。

(議長)6番お願いします。

(6番委員)はい、確認ですけど、〇〇〇〇〇-〇は航空地図ではどこになりますか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)6ページでお願いします。〇〇〇〇の矢印がありますが、その右側に農地らしきところが見えますが、その一帯とした〇〇〇〇になっているところからの右側に当たります。そこが一時的に置いてるのか何年も置いてるのか分かりませんが、面積が〇.〇反ほどです。現在転用申請を司法書士にお願いして資料作成をしており、今月末に提出する予定と聞いております。

(6番委員)はい。

(議長)6番お願いします。

(6番委員)道反対の土地は農地ではないのでしょうか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)ここは農地ではありません。

(8番委員)はい、すいません。

(議長)8番梶原委員お願いします。

(8番委員)置いているのを片づければいいということですか。

(議長14番委員)私の方で説明します。農地に無断で置いていますので、それを片づけて農地として利用できる状態にしたら農地として見ていいと思います。ですけど、現状としては採石を敷いてそういうものを置いていますので、しっかり転用をかけて置き場として直してもらった方が現実的だと感じております。ですから今回の申請のありました農地につきましては、鮫島委員のおっしゃられるように疑念がもたれますので、そこについては、もう少しこの手前の農地をしっかりと法的に解決してから判断した方がいいと思いましたので保留案件と提案したところです。

(議長)そのようなことで、今説明しましたように保留案件としてよろしいでしょうか。

(委員)はい。

(議長)次に順位6について、担当調査委員の9番上妻委員からの説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番上妻です。議案第1号順位6について説明致します。去る4月7日、譲受人、〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇〇、地目畑、面積〇〇,〇〇〇㎡です。譲渡人、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請理由は、譲渡人が〇へ贈与、譲受人が〇より受贈です。場所については、資料の6ページ右側をお願いします。国道〇〇号線沿いに〇〇〇〇〇〇があります。その200m手前を〇〇〇〇〇〇に行く道を900m入り左手に〇〇〇〇〇〇さん宅入り口があります。そこを30m北へ行きさらに左へ20m行った奥の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いを致します。以上です。

(議長)ご苦勞様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。まず、順位5については、保留案件と致します。議案第1号順位1から順位4順位6について、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件・使用貸借権1件、順位1から順位4順位6については、許可することに決定しました。次に日程第4議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の9ページをお願い致します。議案第2号「農地法第5条申請」順位1について説明致します。借り人、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇〇さん、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇、貸し人、〇〇〇〇〇〇さん、住所、中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地、申請農地の表示、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇,〇〇〇㎡のうち〇,〇〇〇.〇㎡です。転用目的は、その他(砂利採取)、申請理由は、業務上砂が必要なため申請地より採取しようとするものです。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地内、第2種農地、その他の農地と考えます。棟数・面積等は、砂利採取で〇,〇〇〇.〇㎡です。農振農用地であります。1年の一時転用ですので、除外は必要ありません。また、許可から1年の一時転用ですので、終了後は農地に復元することが条件で、砂利採取法の許可も必要となります。金融機関の残高証明書も提出されており実現性ありと思われま。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員14番濱脇委員が説明を致します。

(14番委員)この案件につきましては、先般4月13日午前9時50分より、森山委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇〇さん、他2名の方の立ち会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、資料の

9 ページをお願いします。町道〇〇・〇〇〇線を〇〇〇〇〇から約1 km〇〇〇〇方面へ向かい〇〇〇〇に向かう農道があります。その農道から西側に30mほど入った畑の2カ所です。申請人は、町内の建設業であります。事業を行う上で砂が必要であり申請地の砂を採取しようとするものです。申請地の周辺は、農地や山林に囲まれておりますが、孤立した農地で1筆が5枚の農地に分断されており、そのうちの2枚から砂を採取する計画です。採取の際は、付近に被害がないよう十分に注意をするという被害防除計画書及び誓約書が添付されています。資金については、金融機関の残高証明書が添付されています。現地で検討した結果、支障はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議長) 現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(9番委員) はい。

(議長) 9番委員をお願いします。

(9番委員) 9番です。これは、私は現地には行っていませんけれども、山になっているのか、そのまま畑なのか、隣の畑との落差はどうなのか。

(議長14番委員) はい、私の方で説明致します。ここは、安納芋・大根を作ってから2、3年放置されていた場所です。隣の畑とはけっこう段差がありますけれども、周りの畑に影響のないよう斜めに掘り、また採取後は、もとより少し下がりますが畑に復元するという説明でした。よろしいですか。

(9番委員) はい。

(議長) 9番委員をお願いします。

(9番委員) 隣の畑の許可は取れているのでしょうか。掘り下げると法がないと砂が崩れてくるでしょ、そういうのは、どうなっているのでしょうか。

(事務局) はい。

(議長) 事務局。

(事務局) 隣の畑というのはどこをいっているのか分かりませんが、9ページの写真で見ますとピンクで囲んでいるところが1筆になっておりまして、その中で土手だったり木を植えたり5枚の畑に分かれていますので、隣の畑には影響はないと思われま。

(9番委員) はい。

(議長) 9番委員をお願いします。

(9番委員) いや、影響があると思いますよ。私は現場に行っていないから現状分かりませんが、山を取る場合はいいですけど、下を掘る場合は隣の畑が崩れるでしょ。

(事務局) はい。

(議長) 事務局。

(事務局) この土手から4 mおいて、4 mは採取しません。真ん中で採取をして土手から4 mは扱わないとなっております。写真の○印の真ん中あたりを採取するということです。最初に説明しましたが、被害防除計画書及び誓約書も提出されていますので問題はないと思っております。よろしいでしょうか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第5，承認第1号「農用地利用集積等促進計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい，資料の11ページをお願い致します。承認第1号，農用地利用集積等促進計画の一部変更について説明致します。令和8年4月30日を公告日とする農用地利用集積等促進計画の一部変更につきましては，件数3件，筆数4筆，変更面積9,287㎡の農用地利用集積等促進計画を定めたいので承認を求めます。契約年数は3年，6年の合意解約になります。詳細につきましては，資料の13ページから16ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。承認第1号について，質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については，承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第1号，農用地利用集積等促進計画の一部変更については，承認することに決定しました。

次に日程第6，承認第2号，農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい，資料の17ページをお願い致します。承認第2号，農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認について説明致します。令和8年4月30日を公告日とする利用権設定，貸借権件数11件，筆数23筆，面積37,836㎡の農用地利用集積等促進計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては，資料の22ページから42ページに添付してあります。なお，今回の貸借権11件につきましては，中間管理事業法の集積一括方式による貸借期間3年5年8年10年で配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)ここで，農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により，○番〇〇委員の退出をお願いします。

これから，承認第2号順位1について，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位1については，承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号，農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認についての貸借権順位1については，承認することに決定しました。〇〇委員の入室をお願いします。

引き続き，順位2から順位11について，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位2から順位11については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号、農用地利用集積等促進計画及び配分計画の承認についての貸借権順位2から順位11については、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和8年第33回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。